資料２－４

検討の進め方の確認について

（商業施設等関係）

１．検討方法

消防法に基づく「火気省令」及び「火災予防条例（例）」は、対象とする設備の運転等に起因して設備周囲に人的及び物的被害を及ぼす火災等のハザード発生を低減させる、あるいは無くすことを目的とし、そのために必要な技術要件及び保安要件を規定しており、火災等ハザードに関するリスクアセスメントの考え方が用いられているということができる。

リスクアセスメトとは、系統だった手法でリスクを推定評価することとされており、この手法ではまず、対象とする設備の潜在的ハザード及びハザード事象を抽出することから始める。その際には、設備の各構成要素及び各状態で漏れなく項目を取り上げ、そこで考え得る事象の進展について段階を追っていくことが必要である。

急速充電設備を商業施設等に設置する場合の検討については、平成 22 年３月の「火気省令」及び「火災予防条例（例）」の改正で新たに対象火気設備等としての位置付け及び技術基準の明確化を行った「固体酸化物型燃料電池発電設備」に係る検討の際の手法を参考として進めることとする。

＜検討フロー（イメージ）＞

①ハザードの抽出
急速充電設備に係る潜在的ハザード及びハザード事象を漏れなく抽出。

⇩

②安全対策前のリスクランク付け（評価）
抽出された各ハザードのリスクランク付け → 安全対策の要否判断。
［リスクランク］＝［ハザードによる被害の大きさ］
×［ハザードによる被害の発生確率］

⇩

③安全対策（抽出されたハザードに対して考えうる対策）
現行の急速充電設備に係る技術基準に適合した安全対策

⇩

④安全対策後のリスクランク付け（評価）
安全対策後のリスクランクが許容レベル以下になっていることを確認。

※検討にあたっては、調査検討会の下にワーキンググループを設置して、ハザードの抽出等に係る作業を行う。

２．ＷＧの進捗状況

⑴　第１回ＷＧ（平成２３年３月４日開催）

○　急速充電設備に想定されるハザード等について、各社ごとにハザード評価表（安全対策前）を提示し、考え方を提示。

⑵　第２回ＷＧ（平成２３年５月１１日開催）

○　第１回ＷＧで各社ごとに提示されたハザード評価表についてとりまとめを行い、ハザード評価表とりまとめ（案）を提示。

○　想定されるハザードを考える場合の前提条件について協議。

⑶　第３回以降のＷＧでの作業予定

○　第２回ＷＧでとりまとめられたハザード評価表（安全対策前）を元に、各社ごとに安全対策及び安全対策後のハザード評価を提示し、その後とりまとめを行う。